⑸　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　要介護１	537単位
㈡　要介護２	643単位
㈢　要介護３	746単位
㈣　要介護４	870単位
㈤　要介護５	991単位
⑹　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　要介護１	626単位
㈡　要介護２	750単位
㈢　要介護３	870単位
㈣　要介護４	1,014単位
㈤　要介護５	1,155単位
⑺　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　要介護１	664単位
㈡　要介護２	793単位
㈢　要介護３	922単位
㈣　要介護４	1,075単位
㈤　要介護５	1,225単位

注１～８　（略）

９　別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して３月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して３月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては１日につき、ロについては１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ　（略）

10～20　（略）

ニ～ヘ　（略）

８～11　（略）

⑸　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　要介護１	537単位
㈡　要介護２	643単位
㈢　要介護３	746単位
㈣　要介護４	870単位
㈤　要介護５	991単位
⑹　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　要介護１	626単位
㈡　要介護２	750単位
㈢　要介護３	870単位
㈣　要介護４	1,014単位
㈤　要介護５	1,155単位
⑺　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　要介護１	664単位
㈡　要介護２	793単位
㈢　要介護３	922単位
㈣　要介護４	1,075単位
㈤　要介護５	1,225単位

注１～８　（略）

９　別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して３月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して３月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては１日につき、ロについては１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ　（略）

10～20　（略）

ニ～ヘ　（略）

８～11　（略）

（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第六条　指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次の表のように改正する。